

年金 定期貯金

＊取扱期間＊

令和7年3月3日(月)から

令和8年2月27日(金)

※金利状況によって変更の可能性がございます。

大切な年金の運用は
安心・安全なJAに
お任せください!

店頭表示金利
＜スーパー定期＞

●スーパー定期 (M型) 〈単利型〉 2年もの (自動継続)

プラス 10年 0.05%

上乗せいたします

●対象／当JAに年金振込指定をしている方。 ●預入方法／原則通帳式とする。 ●預入貯金および預入限度額／1円以上1円単位。
ただし、一人あたり預入限度額は500万円。 ●適用金利／店頭に表示する2年ものスーパー定期の金利に年0.05%上乗せする。

お問い合わせ・ご相談はお気軽にお近くのJA窓口までお尋ねください。

〈年金定期貯金 商品概要説明書〉

(令和7年3月3日～令和8年2月27日適用)

1. 商 品 名	・ 年金定期貯金（スーパー定期貯金（M型）〈単利型〉）
2. 販売対象	・ 個人 ※当JAの口座に年金振込を指定の年金受給者 ※年金振込を取り扱っている本・支店
3. 期 間	・ 定型方式 2年（自動継続〈元金継続または元利金継続〉の取扱い）
4. 預入方法 (1) 預入方式 (2) 預入方法 (3) 預入金額 (4) 預入単位 (5) 限度額	・ 原則通帳式とする。 ・ 一括預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位 ・ 500万円
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 店頭金利情報の入手方法	・ 預入時の店頭表示の利率（スーパー定期）に年0.05%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・ 自動継続時には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・ 中間利払日（預入日から満期日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日から中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7. 手 数 料	—
8. 付加できる特約事項	・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・ 総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率）
9. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6ヶ月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50% ③ 1年以上2年未満 約定利率×70% ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回る時は、その普通貯金利率によって計算します。 ・ 中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
10. 貯金保険制度（公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融共済部（電話：0283-24-3712）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 埼玉弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）